

八戸市美術館施設使用者登録規約

(目的)

第1条 八戸市美術館施設使用者登録規約（以下「本規約」という。）は、八戸市美術館が所管する貸出施設の使用許可申請に必要な使用者登録の手続等に関し必要な事項を定めるものです。

(本規約の同意)

第2条 貸出施設の使用許可申請をするためには、本規約に同意していただく必要があります。使用者登録の申込みをし、登録された方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、貸出施設の使用許可申請をすることができません。

(使用者登録)

第3条 使用者登録の申込みをすることができる者は、個人又は団体に限ります。

2 使用者登録を希望する者は、個人にあつては本人の、団体にあつては代表者本人又は連絡担当者本人の確認をすることができる書類等（運転免許証、学生証など）を提示のうえ、八戸市美術館施設使用者登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を市長へ提出するものとします。市長は、登録申込書の記載事項に誤りがないかどうかを確認し、誤りがないと判断したときは、使用者登録をします。

(使用者登録情報の変更)

第4条 使用登録者は、市長に届け出た使用者登録情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更内容を確認することができる書類等を提示のうえ、登録申込書を市長に提出し、使用者登録情報の変更を行うものとします。

(使用者登録の抹消)

第5条 使用登録者が次のいずれかに該当したときは、市長は、当該使用登録者を使用者登録から抹消することができるものとします。

- (1) 虚偽の届け出をしたとき。
- (2) 施設の管理に関する法規等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 使用料の支払いその他の債務を履行しないとき。
- (4) 所定の登録廃止の届け出を行い、認められたとき。
- (5) 住所変更の届け出を怠った場合、使用登録者の責に帰すべき事由により使用登録者の所在が不明となり、市長において使用登録者への通知・連絡が不能と判断したとき。
- (6) その他使用登録者として不適当と市長が認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第6条 市長は、使用者登録の申込みにより得られた個人情報については、八戸市個人情報保護条例（平成17年八戸市条例第175号）の規定に基づく場合又は法執行機関より法的根拠に基づく情報開示請求があつた場合を除き、貸出施設の管理運営の目的以外での利用及び提供は行いません。

(登録情報の字体)

第7条 提出された登録申込書の記入字体が取り扱い困難である場合、郵便物等において使用する字体は標準文字になります。

(免責事項)

第8条 市長は、使用登録者が貸出施設を利用したことにより発生した使用登録者の損害及び、使用登録者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用登録者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができます。使用登録者は、変更後の八戸市美術館施設使用者登録規約に同意した後、施設をご利用ください。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から適用します。